

議案第32号

損害賠償の額の決定及び和解について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、別紙のとおり定めるものとする。

令和2年3月12日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和2年2月19日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を要するため提案するものである。

別 紙

1 和解の相手方

(所有者) 八戸市在住者

2 事故の概要

令和2年2月19日、午前9時20分頃、おいらせ町向山東地内の町道において、前方に事故車両があり停車していた相手方車両に、町職員の運転するおいらせ町所有車両が路面凍結で止まりきれず追突し、バックドア及びリアバンパー等を破損させたもの。

3 和解の内容

- (1) 町は、相手方に対し損害賠償額550,000円を支払う。
- (2) 町及び相手方は、本件事故に関し、今後、一切の債権債務関係がないことを確認する。